

欧州連合 (EU) における知的財産権の活用と 欧州競争法との関係の研究

国際第2委員会
第2小委員会*

抄 録 欧州連合の単一市場の中で事業を行う企業には「自由で節度ある競争」が求められている。特に、市場支配的地位にある企業には競争を不当に妨げないための義務が課せられており、欧州委員会が不当競争行為の調査に当たっている。最近では、市場支配的地位にある企業の知的財産権を活用する行為を、欧州委員会が欧州競争法の観点から調査しており、欧州における知的財産権の活用と欧州競争法との関係が注目されている。本稿では知的財産権の活用を欧州競争法の観点から欧州委員会が調査した事例を研究し、欧州連合の市場で事業を展開する企業が留意すべき点について考察した。

目 次

1. はじめに
2. 欧州競争法
 - 2.1 条文
 - 2.2 用語の解説
 - 2.3 加盟国および欧州連合における競争法に関する司法手続きの流れ
3. 事例紹介
 - 3.1 ライセンス拒絶をした事例
 - 3.2 不当なライセンス条件を要求した事例
 - 3.3 最近の事例
4. 考 察
5. おわりに

1. はじめに

欧州連合 (European Union, 以下EU) 加盟27ヶ国 (2010年6月現在) は、総人口約5億人に迫る巨大な単一市場を形成している。世界中の企業にとってこの巨大な市場は魅力的であり、多くの企業がEU市場にて競合者との競争の中で事業を展開し、あるいはそのための準備を進めている。

1958年に制定されたローマ条約以降、EUは

「人・物・資本及びサービスが自由に移動でき、企業間の競争が自由に行われる」単一市場を目指している。その一方で不当な競争の激化によって消費者が質の高いサービスを得られないといった弊害が起きないように、「自由で節度ある競争」を競争政策の柱の一つとして位置づけている。こうした政策は欧州の基本条約 (ローマ条約・欧州共同体条約 (EC条約)) の特定条項で明文化されており、これらの特定条項は一般的に欧州競争法と呼ばれている。この欧州競争法においては、市場で高いシェアを有しているような企業や、事業に必須な情報や知的財産権 (以下、知財権) を有している企業が、競合者間の自由な競争を不当に妨げること (知財権の活用も含む) は禁止されている。

本稿では、EU市場で支配的地位を有する企業が知財権を活用した行為を欧州競争法の観点から欧州委員会が調査した事例を紹介し、EU市場で事業を展開する企業が留意すべき点について考察する。

* 2009年度 The Second Subcommittee, The Second International Affairs Committee

本稿は、2009年度国際第2委員会のメンバーである八木栄一郎（副委員長：キヤノン）、大久保曜子（シャープ）、齊藤隆士（旭化成）、澤田吉裕（三菱マテリアル）、深山拓也（ユニ・チャーム）、山中昭利（デンソー）の執筆によるものである。

2. 欧州競争法

欧州連合の競争政策に関する条項は、1957年のローマ条約（旧EC条約第85条、第86条）で規定された。その後、条文は殆ど変わらずに欧州共同体条約（EC条約第81条、第82条）に盛り込まれ、現在は欧州連合の機能に関する条約（The Treaty on the Functioning of the European Union, 以下TFEU）の第101条、第102条に規定されている。

TFEU第101条は複数企業間による競争制限的協定・協調的行為の規制を目的とし、TFEU第102条は特定企業による市場支配的地位の濫用行為の規制を目的として規定されており、これらの条項が通称として欧州競争法と呼ばれている。

なお、本稿では、市場支配的地位の濫用行為に焦点を当てているため、TFEU第102条に関して論説を進め、TFEU第101条については条文の紹介に留める。

2.1 条文

(1) TFEU第101条 [EC条約第81条]

『加盟国間の取引に影響を与えるおそれがあり、かつ、域内市場の競争の機能を妨害し、制限し、若しくは歪曲する目的を有し、又はかかる結果をもたらす事業者間のすべての協定、事業者団体のすべての決定及びすべての共同行為であって、特に次の各号の一に該当する事項を内容とするものは、域内市場と両立しないものとし、禁止する。

(a) 購入価格、販売価格その他の取引条件の直接的または間接的な設定

(b) 生産、販路、技術開発または投資の制限または統制

(c) 市場または供給源の配分

(d) 取引の相手方に対し、同等の給付に関して異なる条件を適用し、それにより、相手方が競争法上不利益となるもの

(e) その給付の性質上または商慣習から契約の対象と関連をもたない追加の給付を行うことを相手方が受諾することを契約締結の条件とするもの』

(2) TFEU第102条 [EC条約第82条]

『1またはそれ以上の事業者が共同市場またはその主要な部分における支配的地位を濫用することは、加盟国間の貿易に影響を受けるおそれのある限りにおいて、共同体市場と両立せず禁止される。

そのような濫用として、特に以下を含む。

(a) 不当な購入価格、販売価格その他の不当な取引条件を直接または間接的に課すこと

(b) 生産、販路、技術開発を、消費者の不利益となるように制限すること

(c) 取引相手に対して、同等の取引に関して他の取引相手とは異なる条件を適用し、取引相手に対して競争上の不利益をもたらすこと

(d) 本質的にまたは商習慣上、契約の対象と関連しない付加的な義務を、相手方が許諾することを契約締結の条件とすること』

2.2 用語の解説

(1) 市場支配的地位

欧州司法裁判所判決によれば、市場支配的地位とは「事業者が、競合者、顧客、及び、最終的には消費者から、相当程度独立して行動する力を有し、関連市場における有効競争の維持を阻止することが可能な地位」と定義されている¹⁾。

市場支配的地位にあるか否かに関する特に重要な判断要因は市場占有率であるが、その他に、

競合者と比較した場合の技術的優位性、販売網、潜在的競争の欠如、特許等の知財権の所有などの要因も考慮される²⁾。ここで、注意すべきこととして、自ら事業を行っていないだけでも市場支配的地位を有すると判断される場合があることが挙げられる。

(2) 市場支配的地位の濫用行為

欧州司法裁判所判決によれば、濫用行為とは「商品またはサービスに関する正常な競争の前提となる手段とは異なる手段によって、現に存在する競争の維持またはそのような競争の成長を阻害する行為」と定義されている¹⁾。

具体例としては、不当に高い価格設定の強要、略奪的価格設定（不当に低い価格設定）、共同市場で国毎に異なる差別的価格設定、他の事業者を市場から締め出すなどの不当な目的としての取引拒絶、抱き合わせ販売などが挙げられる²⁾。

2. 3 加盟国および欧州連合における競争法に関する司法手続きの流れ

市場支配的地位にある企業Aが、自身の知財権（特許、著作権など）を、市場参加企業Bに対して活用した場合を想定する。

企業Aが知財権に基づく差し止め、または損害賠償を請求する場合には、通常は国内司法当局第一審（地裁）への申立または提訴を行い、その後必要に応じて国内司法当局第二審（高裁）、国内最高裁への上訴が行われる。

一方、企業Bは企業Aの行為が、競争を不当に制限するものであると考えた場合には、欧州競争法またはEU加盟国に規定されている国内競争法に基づく申立や提訴を行うことができる。それらの手続きを以下に示す。

(1) 国内競争法に基づく申立や提訴

各国の競争当局に対して、申立を行う。その決定に不服がある場合、当事者は各国高裁に提

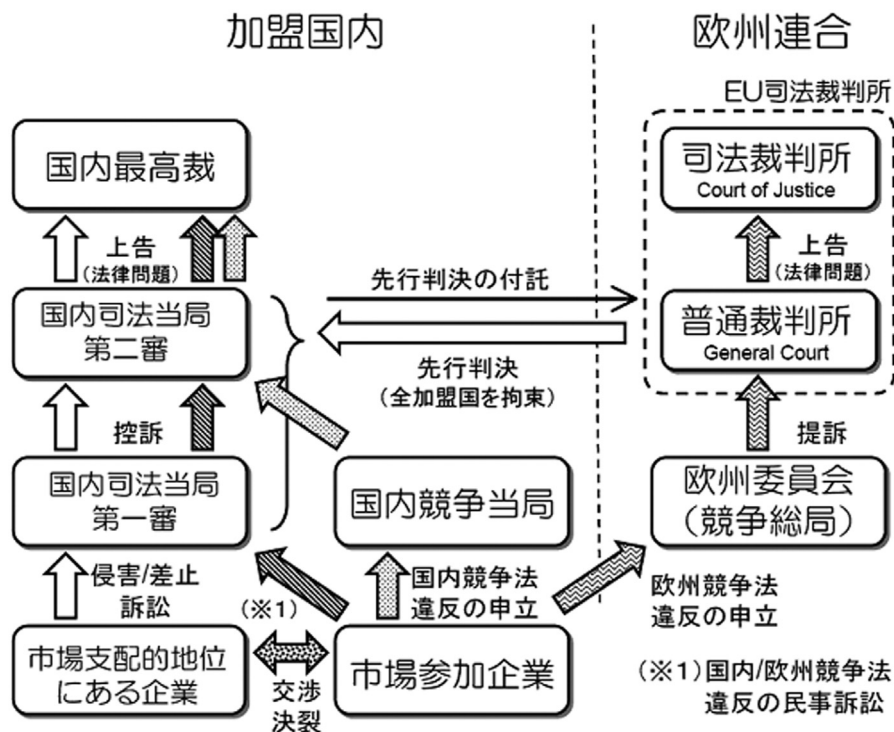


図1 加盟国および欧州連合における競争法に関する司法手続きの流れ

訴できる。例えば、ドイツの場合は、連邦カルテル庁への申立を行い、不服があればデュッセルドルフ高裁、連邦最高裁へ上訴できる。フランスの場合は、競争評議会→パリ控訴院→破毀院、イギリスの場合は、公正取引庁→競争控訴審判所→控訴院→貴族院の流れとなる。

また、国内競争法違反に基づく民事訴訟は、国内司法当局に対して申立を行うことができる。

(2) 欧州競争法に基づく申立や提訴

欧州競争法の執行機関である欧州委員会（競争総局）に申立を行う。その決定に不服がある場合、当事者は司法裁判所（欧州司法裁判所と呼ぶこともある）と普通裁判所（欧州第一審裁判所から改称）とから構成されるEU司法裁判所に提訴できる。

また、理事会規則1/2003号以降、EU加盟国の国内裁判所に対しても欧州競争法違反に基づく訴訟を提起することができるようになった。しかし、EU加盟国の国内裁判所は欧州競争法の解釈の確認・明確化の観点から、必要に応じて普通裁判所に対して照会（先行判決の付託）を行う。加盟国の国内司法当局は、類似の事案の判断に際して、普通裁判所の決定に従う必要がある。

以上説明した加盟国および欧州連合における司法的判断の役割分担を図1に表す。

3. 事例紹介

本章では、知財権を活用した行為を欧州委員会が欧州競争法の観点から調査した事例を紹介する。3.1節では「事業を行う上で必須となる情報や知財権のライセンス供与を拒絶した事例」、3.2節では「標準規格に関する知財権のライセンスにあたって、不当なライセンス条件を要求した事例」、3.3節では「最近の事例」を取り上げる。なお、事例紹介の中での条文は当時のものを用いている。

3.1 ライセンス拒絶をした事例

(1) Magill事件³⁾

1) 事件の概要

アイルランドにおいて放送3社（BBC, ITP, RTE）は、自ら自社チャンネルのテレビガイドを発行し、また新聞社へ番組の放送スケジュールを示す番組リストを無償にて提供する一方で、新聞社以外の第三者に対しては著作権を主張して複製を拒絶していた。

ダブリンの出版社Magill社は、アイルランドで受信可能なチャンネル全ての番組リストを含むテレビ雑誌を発行すべく、放送3社へ番組リストの使用許諾を申し入れたが、これを拒絶された。そのため、1985年5月に放送3社の許諾が得られないまま、放送3社の番組リストが掲載されたテレビ雑誌を発行した。

これに対し、放送3社は国内地裁へMagill社の行為の中間的差し止めを請求し、国内地裁は差し止めを命じた。Magill社は国内高裁に上訴するとともに、欧州委員会に対しても放送3社のライセンス拒絶行為は市場支配的地位の濫用であるとの申立を行った。

1988年12月、欧州委員会は放送3社のライセンス拒絶行為は、市場支配的地位の濫用を禁止する旧EC条約第86条に違反すると決定し、放送3社に対して、Magill社に合理的なライセンス料で番組リストを提供することを命じた。

一方1989年7月、国内高裁は地裁の判決を維持する旨の決定を下した。そこで、放送3社は欧州委員会の決定は無効であるとの宣言を求めて欧州第一審裁判所に提起したが、1991年7月に欧州委員会の決定を支持する判決が下された。その後上告されたが、1995年に欧州司法裁判所は欧州第一審裁判所の判決を維持する旨の決定を下した。

2) 市場支配的地位の判断

放送3社は自社の番組リストという著作物の

複製・販売の排他的権利を有している。また、テレビ雑誌の発行を希望するMagill社のような第三者は放送3社に経済的に依存する状況にある。このことから、放送3社がテレビ雑誌市場において有効競争の維持を阻止することが可能であるため、欧州委員会および欧州司法裁判所は、放送3社が市場支配的地位を有していると判断した。

3) 市場支配的地位の濫用の判断

潜在的な消費者の需要がある新商品（チャンネル全ての番組リストを含むテレビ雑誌）の生産・販売を妨げ、著作権者が、自らの独占状態を確保しようとしてテレビ雑誌市場からすべての競争を排除する目的で著作権を活用することは、著作権の本質的意義を逸脱するものであり、欧州委員会および欧州司法裁判所は、放送3社のライセンス拒絶行為は市場支配的地位の濫用にあたる判断した。

(2) IMS Health事件⁴⁾

1) 事件の概要

IMS Health社（以下、IMS社）はドイツにおいて医薬品の地域毎の販売に関するデータを収集・販売し、製薬会社は製品戦略を策定するためにそのデータを購入している。IMS社の構築したデータは、特定の地域別に分けられた約1,900個のブロックで構成されている。IMS社は顧客に対してこのブロック構造を無償で使用させており、IMS社のブロック構造は、関連する市場（業界）においてデファクトスタンダードとなっている。

同市場に参入したいNDC社は、当初独自（約2,000個）のブロック構造で参入しようとしたが、ユーザーはIMS社のブロック構造に慣れているため、NDC社のブロック構造で構成されたデータに全く興味を示さず、殆ど市場に受け入れられなかった。そこでNDC社はIMS社のブロック構造に酷似したブロック構造に変更

した。

2000年10月、IMS社はフランクフルト地裁に対してIMS社のブロック構造に酷似したNDC社のブロック構造は、IMS社のブロック構造の著作権侵害であるとの理由で、使用の禁止を求める仮処分を申請し、2000年11月に申請が認められた。これを受けてNDC社は、IMS社にブロック構造の使用にかかるライセンスを申し入れたが、IMS社はこれを拒絶した。

2000年12月、NDC社は、欧州委員会に対して、IMS社のライセンス拒絶行為はEC条約第82条に違反する旨を申し立てた。

欧州委員会は、ライセンス拒絶行為は第82条違反に当たるとしてライセンス供与を強制する暫定命令を下したものの、欧州裁判所の判断（後述）を受けこれを撤回した。

2) 市場支配的地位の判断

IMS社が市場支配的地位を有しているか否かについては、欧州委員会および欧州裁判所で同様の判断がなされている。

IMS社のブロック構造は、関連する市場においてデファクトスタンダードとなっており、競合者がこのブロック構造を使用できない場合、市場での競争が制限されるため、IMS社は市場支配的地位を有していると判断された。

3) 市場支配的地位の濫用の判断

欧州委員会は、IMS社のライセンスを拒絶する行為は客観的にみて正当な理由がなく、競争を阻害するものであるため、市場支配的地位の濫用に当たると判断した。

一方、欧州第一審裁判所および欧州司法裁判所は、IMS社のライセンスを拒絶する行為が市場支配的地位の濫用に該当するためには以下の3つの条件を満たす必要があるとした。

① NDC社が、IMS社によって提供されていないが消費者の潜在的な需要がある新たな製品又はサービスを提供する意図があること

② IMS社によるライセンスの拒絶を正当化

する客観的な理由がないこと

③ IMS社がライセンスを拒絶することで市場におけるすべての競争が排除され、その結果としてIMS社が市場を独占してしまうこと

これを受け、欧州委員会は、『NDC社が新たなサービスを提供する意図がない』として、IMS社のライセンス拒絶行為は市場支配的地位の濫用に当たらないと判断し、当初の判断を撤回した。

(3) Microsoft事件⁵⁾

1) 事件の概要

Microsoft社はPC向けの基本ソフトウェア(Windows OS)を開発・製造し、PC向けOS市場をほぼ独占している。また、PC向けOS市場における独占に近い状況にて、ユーザー管理やファイル共有などのサービスを提供するワークグループサーバOS(以下、サーバOS)市場にも製品を投入している。

サーバOSは、ネットワークを介してPCと連携するものであるため、PC向けOSとの間で相互運用性を確保する必要がある。PC向けOS市場でWindows OSが圧倒的な市場占有率を有する状況において、Microsoftと競合する競合者製サーバOSは、Windows OSとの相互運用性を確保できなければ、Microsoft社製サーバOSと競争することは困難である。

1998年、Sun Microsystems社は、サーバOSを開発するにあたり、PC向けOSとの相互運用性を確保する上で必要となるWindows OSのインターフェイス情報を、Microsoft社が知財権(特許権及び著作権)や営業秘密であることを理由に提供を拒絶した行為が市場支配的地位の濫用にあたるとして欧州委員会に調査を申し立てた。この申立を受けて欧州委員会は調査を行い、2004年3月、Microsoft社がWindows OSのインターフェイス情報の提供を拒絶した行為はEC条約第82条違反にあたることを決定を下

した。その後、Microsoft社は欧州委員会の決定を不服として欧州第一審裁判所に提訴したが、2007年に欧州第一審裁判所は欧州委員会の決定を支持する旨の判決を下した。

2) 市場支配的地位の判断

Microsoft社が販売するWindows OSはPC向けOSの市場において高い市場占有率を有しており、Microsoft社が当該市場において市場支配的地位にあることは争いがない。また、サーバOSはPC向けOSとの相互運用性が極めて重要であるので、Windows OSのインターフェイス情報を独占しているMicrosoft社は、サーバOSの市場においても市場支配的地位を有していると欧州委員会は判断した。

3) 市場支配的地位の濫用の判断

欧州委員会は、Microsoft社がWindows OSのインターフェイス情報の提供を拒絶した行為は、以下の点から、市場支配的地位の濫用に当たると判断した。

サーバOSを開発する競争事業者はMicrosoft社から得たWindows OSのインターフェイス情報そのものを実施するのではなく、これを入手した上で新たな商品であるサーバOSを提供する意図があった。

また、Microsoft社がサーバOS市場における競合者に対してWindows OSのインターフェイス情報を提供しなかった行為は、サーバOS市場においてMicrosoft社と競争するために不可欠な情報の提供を拒絶するものであり、『不当に競争を阻害する』行為に当たる。

その結果、サーバOS市場において、Microsoft社製のサーバOSはシェアを伸ばしたのに対し、競合者製のサーバOSのシェアは低下している。

こうした状況に基づき、欧州委員会と欧州第一審裁判所は、Microsoft社がWindows OSのインターフェイス情報の提供を拒絶した行為は市場支配的地位の濫用にあたることを判断した。

3. 2 不当なライセンス条件を要求した事例

(1) Rambus事件

1) 事件の概要

1990年代に米国半導体開発大手Rambus社はDRAM (Dynamic Random Access Memory) の標準規格を策定するJEDEC (Joint Electron Device Engineering Council) に参加した。しかし、その後になってRambus社はDRAMチップに関する自社特許に基づき、DRAMメーカーに対してライセンス料を要求した。

このような行為に対し、2007年7月に欧州委員会はRambus社に対し異議声明 (Statement of Objections) を送った。

異議声明の中で欧州委員会は、『Rambus社がJEDECで標準規格の策定に加わっていないながら、当時保有していたDRAM関連特許および出願を開示せず、後になって標準規格に関連していると主張しており、これは故意による詐欺的行為にあたる。更に、DRAMメーカーに対して要求したライセンス料は不当である可能性があり、EC条約第82条に違反する。』と述べている。

その後Rambus社がライセンス料の引き下げおよび上限設定を行ったことから欧州委員会とRambus社は2009年6月に和解した。

2) 市場支配的地位の判断

この事件では、欧州委員会からの最終決定が出る前に和解に達したため“市場支配的地位およびその濫用”については判断されていない。仮に最終決定が行われていた場合、市場支配的地位およびその濫用の判断については、下記の事実を基に検討したものと考えられる。

(i) 市場支配的地位に関する検討材料

Rambus社がDRAMメーカーの市場参入障壁となりうる知財権を保持していたかについて、以下の点を参酌して判断がされていたものと考えられる。

① JEDECで策定された標準規格を採用しているDRAMは市場の約95%を占有しており、ほぼ全てのPCで使用されていること。

② Rambus社はDRAMメーカーではないものの、JEDECで策定された標準規格をカバーする多数の特許を保有しており、DRAMメーカーはRambus社からのライセンスを取得しない限り実質的にDRAMビジネスに参入するのは困難であったこと。

(ii) 市場支配的地位の濫用に関する検討材料
Rambus社が詐欺的行為を行っていたか、およびDRAMメーカーに対して不当に高いライセンス料を要求していたかについて判断がされていたものと考えられる。

(2) Philips事件

Philips社は、CD-Rに関する標準規格の必須特許を有しており、多数のCD-R製造会社に対しライセンスを供与していた。

2003年に欧州のCD-Rの製造業者連合から出された申立に伴い、欧州委員会がPhilips社に対する調査を開始した。申立の内容は、『Philips社が提供しているCD-Rに関するライセンスの条件が不当なものであり、EC条約第81条および第82条に違反している』というものであった。Philips社が、ライセンス料の引き下げなどを行い、非差別的で公平な内容で提供されるようライセンスプログラムの内容を変更したことで、製造業者連合が申立を取り下げ、欧州委員会は調査を終了した⁶⁾。

(3) Qualcomm事件

米国Qualcomm社は、携帯電話の通信に欠かせない多くの必須特許を持っており、複数のメーカーに対しライセンスを行っていた。

これに対し2005年10月にメーカー6社 (Broadcom社, Ericsson社, Nokia社, パナソニックモバイルコミュニケーションズ社,

NEC社、Texas Instruments社)が『Qualcomm社が保有する特許技術に関し不当に高額なライセンス料を請求することで市場支配的地位を濫用している』と主張し、欧州委員会に対して調査を申し立てた。

その後2007年10月に欧州委員会はEC条約第82条違反の疑いでQualcomm社に対して正式な調査を開始したが、2009年11月にQualcomm社への訴えの取り下げ、または取り下げの意向が示されていることを受け、同社に対する調査を打ち切った。

(4) Orange Book Standard事件⁷⁾

本件は、ドイツの裁判所において欧州競争法違反に関する審理がなされた事件である。

Philips社は、CD-Rに関する必須特許を有しており、多数のCD-R製造会社に対し、合理的かつ非差別的な条件で標準的なライセンスを供与していた。しかし、台湾の企業がPhilips社からのライセンス許諾を受けずにCD-Rを製造・販売していたため、Philips社は差止と損害賠償を求めてドイツ地裁に提訴した。一方、台湾企業はPhilips社から要求されるライセンス料が標準的なライセンス料よりも高いと主張した。

一審と二審ではPhilips社の主張が認められたが、2009年5月、最高裁判所(連邦通常裁判所)はEC条約第82条に則り、Philips社の行為は市場支配的地位の濫用に当たると判断した。

一方で、特許権は尊重されるべきとして、不当なライセンス料を要求したという理由でその支払いなしに特許を使用することは許されないとし、台湾企業にはライセンス許諾を受けていない期間のライセンス料の支払い義務があるとした。

3. 3 最近の事例

(1) 製薬業界調査に関する報告書⁸⁾

医薬品は「当局の認可を受けたものだけが医

薬品として販売ができる」といった他の分野とは異なる特殊な製品であり、極論すれば1件の基本特許でその医薬品市場のすべてを抑えることができるといった特殊な業界であると言える。そのため、先発医薬品メーカーとジェネリック医薬品を製造販売する後発医薬品メーカーとの間での特許係争が他の分野と比べても数多く行われており、これまで競合者の参入を排除すべく知財権の活用を行うことは、正当に認められた権利であり問題視されることはなかった。しかしながら、このような知財権を活用する行為に対して、欧州委員会が調査を行い、市場支配的地位の濫用の可能性がある行為であるとする報告書が2008年11月および2009年7月に発行された。

市場支配的地位の濫用の可能性がある知財権の活用の例として、①1件の医薬品に対して過剰な数の特許出願を行うこと、②出願状態を継続させるために自発的な分割出願を繰り返すこと、③特許訴訟が提起されるものの、判決が下された訴訟の内の60%以上は後発医薬品メーカーが勝訴していること等が挙げられている。

報告書では、個々の事例についての判断はなされていないものの、今後、欧州競争法に基づいて、製薬業界への調査を強化することが述べられている。

更に、報告書では法制度にも不備があると指摘している。多くの者が共同体特許条約や欧州統一特許訴訟制度の早期の成立を望んでいることが述べられ、また最近行われた欧州特許条約規則改正(分割出願の時期的制限の導入)などを歓迎すべきものとしている。

4. 考 察

3. 1節のライセンス拒絶した事例は、いずれも市場支配的地位にある企業が「競合者が事業を行う上で必須の情報あるいはそれに関する知財権」を競合者にライセンス供与しなかった

例であるが、知財権の活用が市場支配的地位の濫用にあたるか否かの判断は事例によって異なっている。Magill事件およびMicrosoft事件では、知財権を活用した企業の行為は独占を維持することのみを目的とする行為であり、一方、競合者の行為はEU市民の希望する新たなサービスを提供するものであることから、知財権の活用は不当に競争を制限するものであり、欧州競争法に違反する行為であるとされている。一方、IMS事件では、競合者の行為が新たなサービスを提供するものではないことから、欧州競争法に違反する行為ではないと判断されている。

3. 2節の不当なライセンス条件を要求した事例で、欧州委員会が調査にあたった3つの事例では、最終的な判断は出されていないものの、ライセンス料の引き下げなどによって解決を計っていることから、競合者の参入を妨げるような不当に高いライセンス料などが欧州競争法に違反する可能性があったものと推察される。また、ドイツで争われたOrange Book Standard事件でも、標準的なライセンスよりも高いライセンス料という点が問題視されている。

これらの事例から考察するに、欧州で企業活動を行うに当たっては、

- ① 市場支配的地位にある企業は、自らの独占状態を維持するためだけに、不当な行為を行っていないか
- ② 複数の競合者がいる場合に、市場支配的地位にある企業が競合者を差別することなく、また常識的な範囲でライセンス供与するスタンスを持っているかどうか
- ③ 競合者の実施行為は、EU市民が望む新たなサービス・より良い製品を生むものであるかどうか

ということを十分に見極めることが重要である。

なお、3. 3節で紹介した製薬業界に関する欧州委員会の調査については、最終報告書が出されたが、その後も調査が継続している状況であり、今後の動向が注目される場所である。

5. おわりに

EU市場は今後も人口の増加が見込まれ、企業間の競争はますます激化することが予想される。読者の会員企業は、欧州において市場支配的地位になることも、その競合者になることもあるが、いずれの立場であっても欧州競争法を意識した企業活動を推進することが重要である。

また、競争施策を担当する欧州委員会は2010年から新たな委員での活動が始まっている。3. 3節で紹介した製薬業界に関する欧州委員会の最終報告では、欧州における法整備の不備を指摘し、特に共同体特許やUPLS（統一特許訴訟制度）などを進めることが必要であるとしている。これらの法整備を含め、新たな担当委員がどのような活動を行っていくかについても注目すべきである。

注 記

- 1) 荒木雅也，EC独占禁止法における市場支配的地位の濫用行為，pp.56-58，高崎経済大学論集第48巻第1号，2005年
- 2) 庄司克宏，EU法 政策篇，pp.57-90，岩波書店
- 3) ECJ, Case C-241/91 Magill [1995] ECR I-743, 823
- 4) ECJ, Case C-418/01, IMS Health/NDC Health
- 5) ECJ, Case T-201/04 2007.9.17
- 6) 特許発明の円滑な利用に関する調査研究報告書（平成19年3月 財団法人知的財産研究所）
- 7) KZR 39/06, Orange Book Standard 2009.5.6
- 8) Communication from the Commission: Executive Summary of the pharmaceutical Sector Inquiry Report, 8 July 2009

（原稿受領日 2010年6月9日）